

一般社団法人教育ネットワーク中国 入会・退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、教育ネットワーク中国（以下「本会」という。）定款第8条、11条に基づき入会又は退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本会に入会しようとする大学等は、入会届（別表1）を入会しようとする年度の前年の12月末日までに代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第3条 本会を退会しようとする大学等は、退会届（別表2）を退会しようとする3ヶ月前までに代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(手続)

第4条 代表理事は、入会又は退会届が提出された場合、速やかに理事会を開催し承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。